機材調達契約書

|  |  |
| --- | --- |
| １．件名 | 　　　国 向け機材 |
| ２．物品名及び数量 | 別添機材仕様書のとおり |
| ３．仕様 | 別添機材仕様書のとおり |
| ４．取引条件 | 本邦指定場所渡し |
| ５．納入場所 | 発注者が指定する倉庫 |
| ６．納入期限 | ２０＊＊年　　月　　日 |
| ７．履行期間 | ２０＊＊年　月　日から２０＊＊年　月　日まで |
| ８．契約金額 | 金　　　　　　　　　円（内　消費税及び地方消費税の合計額　　　　円） |

頭書記載の物品（以下「契約物品」という。）の調達の実施について、発注者　独立行政法人国際協力機構　契約担当役と受注者　会社名　とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第１条　本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

（１）機材調達契約約款（以下「約款」という。）

（２）附属書Ⅰ「契約の管理について」

（３）附属書Ⅱ「契約金額内訳書」

（４）附属書Ⅲ「機材仕様書」

（契約業務）

第２条　受注者は、契約物品を頭書に示すところに従い調達し、発注者に引き渡さなければならない。

２　契約物品のうち輸出のために必要な検査を受ける必要のある物品は、受注者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。

３　受注者は、発注者が契約物品を輸出するために必要な資料を提出しなければならない。この資料とは、契約物品の品目別の重量・容積・寸法を示す資料、契約物品の英文リスト、航空輸送の場合であって契約物品が危険品・温度管理品（冷凍品・冷蔵品）に該当する場合は安全データシート又は成分表、その他発注者が別途指示する資料とする。

（引渡時期）

第３条　受注者は、契約物品について、発注者の指示に従い頭書に定めるところにより納入場所に納入すること、及び約款第7条の検査に合格することのいずれも満たしたときに引渡しを完了したものとする。

（輸出管理）

第４条　受注者は、契約物品について、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)及びその他の輸出関連法規による許可・承認の取得並びにアメリカ合衆国による再輸出規制による許可の取得を要するか否かを確認し、発注者に報告しなければならない。

２　発注者は、前項による許可・承認の取得を必要とする物品（以下「該当品」という。）がある場合は、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可・承認取得後まで留保するとともに、当該物品の納入期限について別途定めることができる。

３　発注者は、該当品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。受注者は、発注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力しなければならない。

４　発注者は、該当品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。

５　受注者が第1項に定める報告を怠った結果生じる損害については、受注者が負担する。

（消費税等）

第５条　契約書本体頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」とは、消費税法及び地方税法の規定に基づくものである。

２　税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、変動後の税率の適用日以降における消費税等の額は変動後の税率により計算された額とする。ただし、税法に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変動以前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変動前の税率により計算された額とする。

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

２０＊＊年　　月　　日

発注者　　　　　　　　　　　　　 受注者

東京都千代田区二番町５－２５　　 （住所）

二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　　　　 （会社名）

契約担当役　　　　　　　　　　　 （代表者役職）

理　事　　理事名 　　　　　　　（代表者氏名）